

令和元年度
薩摩川内市川内歴史資料館
年報

薩摩川内市川内歴史資料館
SATSUMASENDAI CITY
SENDAI HISTORICAL MUSEUM

目 次

I 事 業	-----	1
1 令和元年度事業報告	-----	1
2 資料収集・保存	-----	2
3 展示	-----	6
4 普及活動	-----	9
II 管理・運営	-----	15
1 管理・運営	-----	15
2 川内歴史資料館・川内まごころ文学館 指定管理者体制	-----	16
3 薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会	-----	17
4 利用状況	-----	18
5 決算	-----	20
6 条例・規則	-----	21
※ その他	-----	30

I 事 業

1 令和元年度事業報告

今年度は、島津義弘没後400年を迎えたことから、県内外の博物館と連携をとりながら、戦国時代の島津氏に焦点を当てた事業を企画した。夏期から秋期にかけて島津義弘没後400年記念特別展「南九州の雄 島津氏～戦国時代の薩摩川内～」、秋期から冬期にかけてトピック展示「戦国期澁谷氏の興亡の歴史」を開催し、戦国時代の郷土を紹介した。また、講演会や講話・史跡めぐりなどの歴史講座、工作教室など、年間を通じて、様々な事業を戦国時代と関連付けて実施することで、集客を図った。

夏期には、5月に改元が行われたことから「令和」を記念したパネル展「元号の歴史と万葉の散歩道」、終戦の日にあわせて終戦記念展示「記憶をつなぐー戦争と郷土ー」を開催した。新元号「令和」は万葉集が出典になっていることから、薩摩国分寺跡史跡公園、薩摩国府跡、銀杏木川沿いの大伴家持像、万葉の散歩道などがテレビ・新聞等でも注目を浴び、パネル展と併せて、当館への来館者が増えた。また、昨年度終了した金属保存処理が終了した特攻艇「震洋」のスクリーンを終戦記念展示コーナーで公開し、テレビや新聞でとりあげられた。

秋期には、平成30年度に鹿児島県指定有形文化財に指定された「里八幡神社の大神若波羅密多経」のほか、時代やテーマにとらわれず収蔵資料を広く公開するトピック展示を企画・開催した。

冬期には平成30年度に引き続いて明治維新に着目したトピック展示「明治時代の薩摩川内」を開催した。このほかにも隣接のまごころ文学館との連携事業なども実施し、両館の相乗効果を図る事業を展開した。

教育普及活動では、主に戦国島津をテーマとした歴史講座や工作教室のほか、当館の自主事業として、学芸員による出前講座やいきいき生涯学習事業なども実施した。また、小・中・高校生の土・日曜日・祝日入館料無料も広く周知することで、校外学習の見学後に無料期間を利用して再度来館するケースも増えてきた。

指定管理者としては今年度で4期目を迎え、これまで以上に市民に親しまれる博物館を目指し、広く各種事業を実施した。それに伴う広報活動も行ってきたが、年度末の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、入館者の減少は余儀ないものとされた。

2 資料収集・保存

(1) 資料収集

今年度は、資料の収集活動及び資料受け入れの準備（状態確認、清掃、資料情報調査、一覧作成など）、整理作業を中心として実施した。特に資料の寄贈申し出があった郷土史家宅での調査や資料収集などは前年度から実施しているが、明治～昭和期の郷土史や教育・軍隊関連、調査記録・写真など次年度以降も継続して資料の調査・収集活動が必要な箇所もあり、資料の受け入れ作業と併せて進めていく予定である。

収集に関しては、収蔵スペースの確保が困難となっていることから、収蔵庫内の整理作業とともに、資料受け入れを慎重に検討する必要がある。

その他、寄託資料の返却を2件実施した。

(資料収集状況一覧)

- ・分類については、「歴史」には文書、「民俗」には産業を含む。「その他」は、総記、記録、自然にあたる。
- ・資料の受入れ時の表記のため、実際の資料数とは合致しない場合がある。

(資料収集状況)

分類 年度	考 古	歴 史	民 俗	美 術	その他	計
昭和56	7	361	472	10	0	850
57	20	337	500	43	0	900
58	131	413	534	85	87	1,250
59	8	99	121	31	47	306
60	1	158	177	19	13	368
61	7	58	216	19	11	311
62	3	61	105	8	5	182
63	6	85	40	19	6	156
平成元	21	32	18	0	4	75
2	15	116	340	5	4	480
3	0	109	487	4	6	606
4	2	69	174	6	7	258
5	4	61	48	8	2	123
6	7	71	49	3	6	136
7	0	63	14	6	2	85
8	491	87	86	30	10	704
9	0	96	40	35	32	203
10	0	100	27	29	48	204
11	0	11	50	9	0	70
12	0	75	22	12	9	118
13	0	70	77	9	0	156
14	2	2	5	0	13	22
15	0	143	33	1	250	427
16	4	112	38	0	0	154
17	0	35	21	0	0	56
18	0	279	3	20	0	302
19	0	611	8	0	8	627
20	0	13	16	0	0	29
21	0	9	0	0	0	9
22	0	0	1	1	0	2
23	0	0	0	1	0	1
24	0	14	26	16	0	56
25	0	0	0	2	0	2
26	0	19	0	0	0	19
27	0	0	7	1	0	8
28	0	2	25	9	0	36
29	0	1	0	0	0	1
30	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0
合 計	729 (7.8%)	3,772 (40.6%)	3,780 (40.7%)	441 (4.7%)	570 (6.1%)	9,292 (100%)

(2) レプリカ製作

資料名：国指定重要文化財「新田神社文書」（寄託資料）のうち1点

慶長十年正月廿九日「伊勢貞成署判証状」
(1605年)〔第7巻86号〕

資料概要：新田神社文書は中世～近世初頭の古文書群で、その大半が鎌倉・南北朝時代のものである。新田宮執印氏が所有する高城郡麓村（高城町）内の一部の田んぼの税を免除することを薩摩藩家老の伊勢貞成が伝えている内容。「はす町」「馬場」等の麓内の地名が分かる。



製作方法：デジタル撮影による制作

(3) 資料保存

① 昆虫相調査

館内の昆虫相を把握し、的確な防除管理方策を整えることを目的として調査を依頼し実施した。

調査期間：各トラップ類設置・回収 1回目 令和元年5月13日（月）～6月3日（月）
2回目 令和元年11月11日（月）～12月2日（月）

調査範囲：館内全域指定箇所

調査方法：2種類のトラップ設置によるモニタリング（歩行性昆虫類捕獲用インジケータ・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ）

考察：昨年度からライトトラップ（走行性昆虫類捕獲用）調査の中止と歩行性昆虫類調査用トラップの調査対象を減数している。1回目の調査結果は、これまでの調査結果と同様に、外部からの侵入種である飛翔性昆虫類や歩行性昆虫類が優位を占めていた。コナチャタテ類がやや多く、分布は2階エリアでの捕獲が多く見られ、収蔵庫内での数値が高い結果であったが、個々のポイントにおける捕獲は僅かで、異常な状態ではなかった。今後、1階も含め2階の収蔵庫内の点検や清掃などに注意が必要とみられる。

2回目の調査結果は、通常最も優位を占める飛翔性昆虫類などの外部侵入種に対して、文化財加害種が半数以上を占めた。最大の優占種はコナチャタテ類で、1階区域で主に捕獲され、休憩・更衣室に集中していた。清掃では、集塵だけでなく拭き掃除を加えるなどの工夫が必要である。

② 落下真菌（カビ類）検査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を実施した。

実施日：1回目 令和元年5月13日（月） 2回目 令和元年11月11日（月）

調査方法：真菌類採取用「ペタンチェック25」を用い、資料館内17の地点において落下を採取し、得られた検体を25℃7日間培養の後、培地上に発生した真菌集落の計測を行った。

採取方法：落下法20分暴露

考察：1回目の調査結果について、大半のポイントでは真菌類の発育がないか、僅かに見られる程度で、収蔵庫内など“重要管理区域”については総て低レベルであり、良好な状態が維持されていた。

2回目についても、1回目とほぼ同様に良好な状態が維持されていた。ただし、1

階暗室では、他よりやや高めな数値が確認された。室内の開閉の頻度が低い場所については換気や内部の湿度調整と定期的な点検などに注意を払う必要がある。

③ 防虫処理

〔全館燻蒸〕

館内の保存資料及び、室内自体の虫害予防を目的として、SD剤2種（エコミューア－FTドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤及びブンガノン：シフェノトリン炭酸ガス製剤）による燻蒸を実施した。

施工日程：令和元年6月4日（木）

処理範囲：主要区域1階 第1収蔵庫、殺虫滅菌室、2階 第1展示室、第2展示室、第2収蔵庫

〔防虫剤設置〕

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の資料周辺など、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミューア－FTプレート（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）を配置した。

施工日程：令和元年9月30日（月）

処理範囲：主要区域1階 第1収蔵庫、殺虫滅菌室、2階 第1展示室、第2展示室、第2収蔵庫

④ 脱酸性化処置

収蔵資料の内、近現代の紙資料の保存期間を延ばし、価値を損なわないように劣化を防ぐため、紙に含まれる酸を中性化する脱酸性化処置を実施。

昭和期の戦中から戦後の時期に発刊された資料の中からグラフ雑誌のほか、次年度展示予定のオリンピック関係資料など28件（289枚）を選定した。

資料名：『写真週報』第273号、第297号、第304号、

第305号、第307号、第311号、第314号、『アサヒグラフ』昭和20年9月15日・9月25日合併号、昭和20年10月15日号、昭和22年8月6日号、昭和23年12月1日号、昭和27年8月6日号、アサヒグラフ臨時増刊号『支那事变画報』、義捐金募集趣意書、給与辞令、職業能力申告手帳、給与袋、川内市広報、『川内案内』

（次より田島正純関係資料）賞状、感謝状、ヘルシンキオリンピック寄付金募集ビラ、ヘルシンキからの手紙、パスポート、『世界画報』、『日本輪界新聞』、新郎新婦略歴、東京オリンピック競技大会感謝状



3 展示

(1) 島津義弘没後400年記念特別展

「南九州の雄 島津氏～戦国時代の薩摩川内～」

展示内容：戦国武将の島津義弘没後400年を記念し、戦国島津氏と入来院氏及び義久・義弘・歳久の母雪窓院との関係、豊臣秀吉の九州平定や朝鮮出兵との関係等、島津氏と薩摩川内を広く紹介した。

展示期間：令和元年8月7日（水）～10月14日（月）
（計61日間）

展示場所：川内歴史資料館 第2展示室

主な展示資料：（実物）

桂忠昉平佐城防戦記事、平佐城由緒記ほか（桂家文書）【鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託】
薩藩旧記雑録前編巻31・32ほか（1880年版）
【鹿児島県立図書館蔵】

中務家久上京日記（写本）、芦北出張賦帳【吹上歴史民俗資料館蔵】

亀甲船模型（始良市歴史民俗資料館蔵）、上井覚兼日記（写本）【加治木郷土館蔵】

豊臣秀吉画像写、朝鮮泗川陣諸衆鎧毛色記、關ヶ原合戦圖ほか（都城島津家伝来史料）【都城島津邸蔵】

禁制の札（国指定重要文化財「新田神社文書」）【新田神社蔵、当館寄託】

三州割拠図・九州略定図複製（昭和10年版「薩藩沿革地図」）、禁制の札レプリカ、関船・小早船模型【当館蔵】

（画像パネル）

（天正13年）10月2日付「羽柴秀吉直書」、天正15年5月9日付「豊臣秀吉判物」、文禄4年6月29日付「豊臣秀吉朱印地方方目録」ほか（国宝「島津家文書」）

天文5年7月23日付「島津勝久知行充行状」ほか（「入来院家文書」）

【東京大学史料編纂所蔵】

島津忠良・貴久・義弘・家久画像、文禄三年島津氏分国太閤検地尺ほか

【尚古集成館蔵】

九州征伐図（横矢旗）【熊本博物館蔵】

朝鮮古図【鹿児島県立図書館蔵】

観覧者数1,264名

関連事業：普及活動に記載 講演会（P9）、歴史講座（P11）、工作教室（P10）



(2) 常設展示替え

① トピック展示「昔のくらし～稲作～」

展示内容：農業機械が導入される前の稲作について、民俗画や写真などで紹介した。

展示期間：平成31年1月29日（火）～
令和元年6月30日（日）（132日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階ロビー

観覧者数：3,028名

（うち、4月1日～6月30日 2,098名）



② トピック展示「いれもの・いろいろ」

展示内容：用途に応じてつくられた、物をいれる道具について紹介。日々の暮らしで用いるものからハレの日や特定の場合に用いるものなど、様々な素材や形の「いれもの」を通じて、身近な道具に興味を持ち、親しむ機会とした。

展示期間：平成31年4月23日(火)～6月9日(日)
(42日間)

展示場所：川内歴史資料館 第2展示室

展示資料：柳行李、魚籠、豆腐籠、酒樽、三角笊、平佐焼二段重、徳利、飯櫃、竹筒弁当箱、提重箱、酒筒、湯桶、八橋蒔絵螺鈿硯箱、文箱、置行灯、長火鉢など

観覧者数：1,040名



③ 「写真から見える昭和の川内」コーナー

展示内容：天皇陛下の退位（4月30日）に合わせて、皇太子時代の天皇陛下、昭和天皇が来川された時の写真パネルに変更した。

展示開始：平成31年4月30日(火)

展示場所：川内歴史資料館 第2展示室

④ トピック展示「戦国澁谷氏の興亡の軌跡」

展示内容：鎌倉時代以降、川薩地域に根付いた澁谷氏の戦国期における興亡の軌跡を島津義弘没後400年記念特別展に関連してパネルで紹介した。

展示期間：令和元年9月25日(水)～12月1日(日)
(58日間)

展示場所：川内歴史資料館 1階ロビー

観覧者数：1,200名



⑤ トピック展示「収蔵資料・いろいろ」

展示内容：収蔵資料を時代や分野、テーマにとらわれず、広く公開することを目的にした企画。

平成30年4月に鹿児島県指定有形文化財に指定された「里八幡神社の大般若波羅密多経」、仏像や絵葉書のほか、資料購入した横綱・西ノ海嘉治郎の錦絵を展示した。

展示期間：令和元年10月29日(火)～11月24日(日) (24日間)

展示場所：川内歴史資料館 第1展示室

展示資料：般若波羅密多経 600巻、多聞天石像、十一面観音像、錦絵 薩州 西ノ海嘉治郎、滑稽新聞絵葉書、相撲番付(明治17年)など

観覧者数：407名



⑥ 「田の神さあ」コーナー

展示内容：トピック展示「収蔵資料・いろいろ」の展示終了に伴い、常設展示の一部変更をした。

展示開始：令和元年11月26日（火）

展示場所：川内歴史資料館 第1展示室

資料名称：田の神講簿、申し送り袋



⑦ 「明治時代の薩摩川内」

展示内容：明治期の社会の変革や薩摩川内の様子などパネルで紹介。

展示期間：令和元年12月3日（火）～3月29日（日）
（98日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階ロビー

観覧者数：1, 170名



⑧ 終戦記念展示コーナー「記憶をつなぐー戦争と郷土ー」

内容：統制下に置かれた戦中から、戦後、戦災を超えて生きる人々の暮らしについて資料を中心に紹介。また、金属保存処理が終了した震洋艇のスクリューの報告も兼ねて資料を公開した。そのほか、体験コーナー「かぶってみよう！防空頭巾」を設置。

展示期間：令和元年7月23日（火）～9月23日（月）
（54日間）

展示場所：川内歴史資料館 企画コーナー2

展示資料：上衣・もんぺ、陸軍軍服、体力手帳、国民労務手帳、『天皇機関説撃滅』、『写真週報』、慰問袋・隣組便り、防空電球、防空用電灯カバー、機銃弾の薬莖、焼夷弾の筒、『天皇と南日本』など

観覧者数：892名



⑨ パネル展「元号の歴史と万葉の散歩道」

展示内容：新元号「令和」は、730年大宰府の大伴旅人邸で開かれた「梅花の宴」で詠まれた和歌の序文が基となった。宴で詠まれた和歌の中には薩摩国目であった高氏海人の歌も含まれ、その後、薩摩守であった大伴家持らにより万葉集へと編集された。薩摩川内市では縁のある2人にちなみ、15基の歌碑とともに「万葉の散歩道」を銀杏木川沿いに整備していることから、新元号の制定を記念して、これまでの元号の歴史や「万葉の散歩道」についてパネルで紹介した。

展示期間：令和元年7月2日（火）～9月23日（月/祝）（73日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階ロビー

観覧者数：1, 933名



⑩ 図書コーナー 掲示板

掲示内容：平成29年度より、図書コーナーの掲示板に郷土に伝わる民話を掲示。

今年度は「藺傘田池の話」を掲示した。

展示期間：令和元年5月13日（月）～



4 普及活動

(1) 講演会

演 題：島津義弘と水軍

講 師：太田秀春氏

日 時：令和元年8月10日（日）13:30～15:30

場 所：川内まごころ文学館 多目的映像ホール

聴 講 料：無料

講演内容：水軍を率いる武将としての一面を持つ新たな島津義弘像に着目し、朝鮮出兵時の義弘の動向や人間味あふれる義弘像等、没後400年記念特別展に関連させた講演会を開催した。

聴講者数：72名



(2) 工作教室

① きらきら螺鈿アート

日 時：令和元年5月19日（日）14:00～16:00

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：トピック展示「いれもの・いろいろ」の会期に合わせて開催。絵の具で色を塗った木箱に、螺鈿細工に使われている夜光貝と同じ構造色を持つDVDの裏面などで装飾を施し自分だけの入れ物を作製した。

参加料：300円

参加者数：8名



② 時計作り

日 時：令和元年6月9日（日）10:00～12:00

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：6月10日の「時の記念日」に合わせて開催。準備した文字盤に自由に絵や模様を描き、写真を張って飾り時計を組み立てて作品を作製した。

参加料：200円

参加者数：10名



③ 風鈴作り

日 時：令和元年8月3日（土）9：30～12：00
場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：透明のガラス風鈴にガラス絵の具で絵付けをし、舌用に「ガラス棒」を準備し、音色の良いオリジナル風鈴を作製し、併せて、風鈴の起源と歴史について紹介した。

参加料：400円

参加者数：15名



④ ダンボール甲冑作り

日 時：令和元年9月29日（日）9：30～12：00
場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：段ボールを組み立てて実際に着用できる鎧キットに、組みひも、絵の具を使いオリジナルの鎧と新聞紙で簡単な兜を製作。日本における甲冑のはじまりとその後の歴史、戦国時代の主な武将の甲冑を紹介した。

参加料：1,200円

参加者数：7名



⑤ 絵手紙・虎の絵と額縁作り

日 時：令和元年10月27日（日）9：30～12：00
場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：島津義弘没後400年記念特別展の関連イベントとして開催。朝鮮出兵時における義弘の虎狩り伝承をモチーフとして、ハガキで虎の絵手紙を描き、段ボールで装飾用の額縁を作製した。

参加料：300円

参加者数：4名



(3) いきいき生涯学習事業

① 紙すき

日 時：令和元年7月27日（土）9：30～12：00
場 所：川内歴史資料館 研修室
内 容：ペットボトルで専用パルプを溶かし、紙すき用キットに流し込み、簡単な装飾を施してハガキサイズの作品を作製した。

参加料：100円

参加者数：15名



② まゆ玉干支人形作り

日 時：令和元年12月15日（日）10:00～11:30
 場 所：川内歴史資料館 研修室
 内 容：まゆ玉にフェルトや和紙、カラーマーカー、絵の具を使用して次年の干支（ねずみ）を作製し、干支の子の話を紹介した。
 参加者数：16名



(4) 歴史講座

日 時：令和元年7月～2月 13:30～15:00 全5回
 内 容：毎回、異なる講師による歴史をテーマにした講座。今年度は島津義弘没後400年記念特別展と絡めた内容の講座を中心に企画した。
 場 所：川内歴史資料館研修室または川内まごころ文学館多目的映像ホール
 受講料：各回200円
 参加者数：延べ234名

月日	タイトル	講師	受講者数
7/14	島津義弘公と始良	深野 信之 氏 (始良市教育委員会)	40名
9/8	戦国島津氏と薩摩川内 (展示解説付)	吉本 明弘 (川内歴史資料館 学芸員)	66名
10/13	戦国期の北郷氏と都城～8代忠相と10代時久の時代を中心に～	米澤 英昭 氏 (都城島津邸 学芸員)	74名
12/8	史跡巡り 戦国島津の旅	吉本 明弘 (川内歴史資料館学芸員)	20名
2/9	幕末維新期の政局における西郷隆盛と島津久光の関係性について	市村 哲二 氏 (鹿児島県歴史資料センター黎明館 学芸専門員)	34名



(5) 春のおりがみ広場

日 時：4月27日（土）～5月6日（月/祝）
 9:00～16:30
 内 容：季節に合ったおりがみの折り方の説明書を準備し、来館者が自由に作製体験やおりがみ遊びを楽しむよう、体験コーナーを設置した。
 場 所：川内歴史資料館 1階ロビー
 参加者数：208名



(6) 秋のものづくり広場

日 時：9月14日（土）～9月23日（日/祝）
10:00～15:00

内 容：紙コップを使用したギフトボックスの作製体験。
敬老の日の無料開館に併せ、来館者の誰もが自由に
参加できるような体験コーナーを設置した。

場 所：川内歴史資料館 1階ロビー

参加者数：39名



(7) お正月行事

① お正月遊び

日 時：令和2年1月3日（金）～1月13日（月/祝）
9:00～16:30

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：羽根つき、すごろく、福笑いなど昔ながらのお正月
遊びを自由に体験してもらった。

参加者数：112名



② 工作ひろば「紙で作る竹とんぼ」

日 時：令和2年1月4日（土）10:00～15:00

場 所：川内歴史資料館1階ロビー

内 容：事前に準備した厚紙（羽根）で作った部品を組み
立て、オリジナルの竹とんぼに仕上げてもらい、
遊びを体験してもらった。

参加者数：7名



(8) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施した。

① 夏休みチャレンジクイズ

開催期間：7月20日（土）～9月1日（日）

参加者数：132名

② 冬休みチャレンジクイズ

開催期間：12月21日（土）～1月5日（日）

参加者数：26名

(9) 出前講座

日程	種類	演題	主催	参加者数
5/12	講演	湯田に残る西郷伝説と菅公伝説	湯田地区コミュニティ協議会	43名
5/24	講演 史跡巡り	永利校区の歴史	永利小学校（ふるさとコミュニケーション科「ふるさと永利について調べよう」）	102名
6/10	史跡巡り	平佐西地区史跡解説（兼喜神社・北郷家墓地・平佐城跡）	平佐西小学校3年生	26名
6/20	講演	薩摩川内市と太平洋戦争一戦時下の暮らし	樋脇公民館	23名
7/15	講演 史跡めぐり	永利地区の歴史	永利地区コミュニティ協議会（永利スポーツ少年団）	73名

(10) 職場体験学習

市内中学校の依頼により、以下の通り実施した。

- ① 10月29日（火）～10月31日（木）学校法人川島学園れいめい中学校2年生 3名
- ② 2月18日（火）～2月20日（木）薩摩川内市立川内中央中学校2年生 3名

(11) 地域貢献体験研修

市内中学・高等学校からの依頼により、以下のとおり実施した。

- ① パワーアップ研修
8月7日（水）～8月9日（金）鹿児島県立川薩清修館高校教諭 1名
- ② フレッシュ研修
8月16日（金）、8月28日（水）薩摩川内市立川内南中学校教諭 1名

(12) インターシップ

市内の大学の依頼により、以下の通り実施した。

9月14日（土）～9月16日（日）鹿児島純心女子大学 2名

(13) 博物館実習

学芸員資格取得履修科目として定められている博物館法施行規則の規定に基づき、学芸員養成目的で実施。今年度は下記の大学から依頼を受け、川内まごころ文学館と共同で実施した。

日程：8月5日（月）～8月16日（金）

日数：10日間

実習生：山口大学4年生 1名

(14) 出張展示

① 戦没者追悼式展示コーナー

薩摩川内市の依頼により、市主催である戦没者追悼式会場に戦争に関連する資料の展示コーナーを設置した。また、当日は、式典に参加した小学生（亀山・高来小学校）に説明を行った。

展示期間：令和元年10月9日（水）



展示場所：川内文化ホール ホワイエ

展示資料：石盤、『小学国語読本 巻四』、慰問袋、隣組便り、日章旗の寄書き、千人針、
軍隊手帳、出征軍人のたすき、防衛食容器、焼夷弾の弾頭、不発弾の破片など
観覧者数：133名

② 川内歴史資料館・川内まごころ文学館連携事業・特別展示コーナー

「川内の伝説 袈裟姫と長崎堤防」

川内まごころ文学館事業のまごころ文芸講座「名作・名詩を歌う」の成果発表の公演に合わせた展示コーナー。

文学館で制作した創作オペラ「袈裟姫伝説」の題材である袈裟姫と長崎堤防の伝説について、パネルで紹介した。

展示期間：令和2年2月4日（火）～2月9日（日）
（6日間）

展示場所：川内まごころ文学館 企画展示室前コーナー



(15) 広報活動

- ① 新聞社、広報薩摩川内、FMさつませんだい等を利用
- ② 川内歴史資料館ウェブサイト
- ③ まちづくり公社のウェブサイトと広報誌

(16) 刊行物・作成

- ① 島津義弘没後400年記念特別展解説書『南九州の雄 島津氏～戦国時代の薩摩川内～』
- ② 『薩摩川内市川内歴史資料館 年報』（平成30年度）

(17) その他

① 無料開館

名 称	期 間	入館者数
ゴールデンウィーク	平成31年4月27日（土）～令和元年5月6日（月/祝）	503名
県民の日	令和元年7月14日（日）	57名
敬老の日（65歳以上）	令和元年9月14日（土）～9月23日（月/祝）	57名
薩摩国分寺秋の夕べ	令和元年10月5日（土） （21時30分まで開館時間延長し、16時から無料開館）	122名
教育・文化週間	令和元年11月1日（金）～11月7日（木）	109名
お正月	令和2年1月3日（金）～1月5日（日）	89名

② 特別開館

令和元年8月13日（火） 夏休み 入館者数：38名

③ 臨時休館

令和元年 6月 4日（火） 館内燻蒸
令和元年 8月 6日（火） 特別展設営
令和元年10月16日（水） 特別展撤収
令和元年 9月22日（日） 台風接近
令和元年12月29日（日）～1月2日（木） 年末年始

Ⅱ 管理・運営

1 管理・運営

指定管理者制度が導入されたことから、平成16年4月1日より、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社が薩摩川内市から館の管理・運営を委託されている。(指定管理者による管理についてはP25～28参照)

なお、平成26年度より、当公社学芸施設課が管理している薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園を併せた管理費で、3施設の管理にあたっている。その中から以下の修繕・工事他、システム・機器の変更を行った。

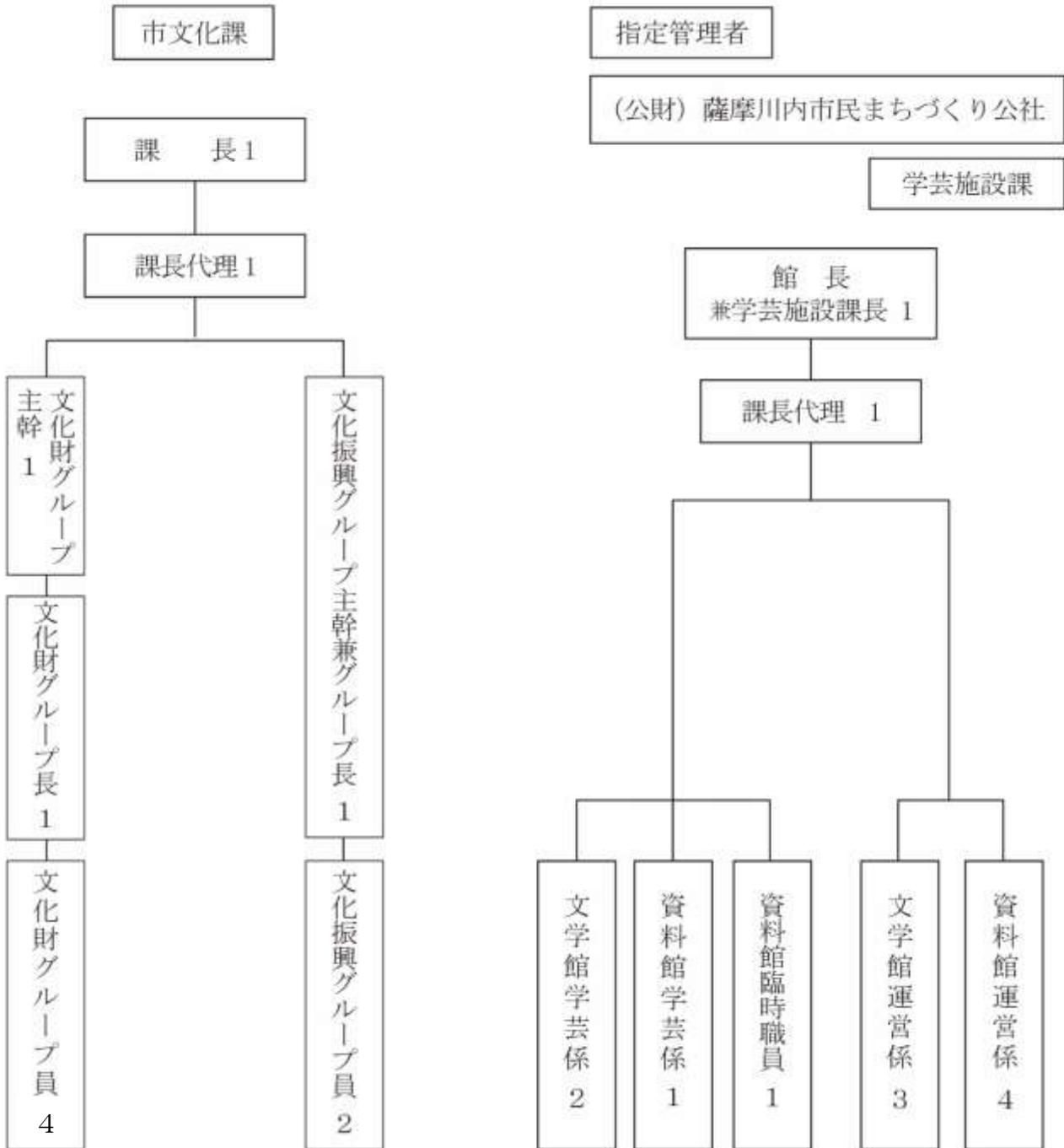
① 資料館敷地内

- ・展示室等空調機修繕
- ・浄化槽送風機部品取替修繕
- ・収蔵庫系統空調機加湿器修繕
- ・消防設備取替修繕
- ・映像ライブラリー情報配信サーバープログラム更新

② 史跡公園（薩摩国分寺跡史跡公園）

- ・敷地内樹木管理

2 川内歴史資料館・川内まごころ文学館指定管理者体制



(市の業務)

- ・ 事業の基本方針、計画策定
- ・ 予算案作成
- ・ 対外折衝全般
- ・ 重要資料受入
- ・ その他館業務

(指定管理者)

- ・ 施設の管理全般
 - ・ 施設の入館受付、案内
 - ・ 入館料管理、市への納入処理
 - ・ 市の方針、計画に基づく企画書策定、実施 (特別展・学芸員実習・調査依頼対応等)
 - ・ 調査、研究
- その他市から依頼を受けた館業務
(令和2年3月31日現在)

3 薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会

薩摩川内市川内歴史資料館条例（平成16年10月12日薩摩川内市条例97号）第19条「薩摩川内市教育委員会の諮問に応じ、歴史資料館等の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会を置く」により設置された。協議会の委員の定数は10人以内で任期は2年。（会則についてはP29参照）

[歴史資料館・郷土館運営協議会委員名簿] (任期 平成30年6月1日～令和2年5月31日)

選出区分	氏名	備考
市内の小・中学校の代表者	内田 奈緒美	水引小学校長
専門的知識及び技能を有する者	持永 八洲郎	市文化財保護審議会長
	荒田 邦子	学校法人川島学園れいめい中学校教諭
	石原 昭憲	上甕コミュニティ協議会長
	石原 ミツ子	元倉野地区コミュニティ協議会主事
	石神 陽子	入来文化協会入来支部長
学識経験者	南 隆文	長浜地区コミュニティ協議会監事
	小島 摩文	鹿児島純心女子大学教授

第1回協議会

日時 令和元年8月19日（月） 13:30～

場所 川内まごころ文学館 企画展示室

議事内容 報告・協議

- ① 平成30年度歴史資料館・各郷土館事業報告
- ② 令和元年度事業計画
- ③ その他

第2回協議会

日時 令和2年2月20日（木） 13:30～

場所 川内歴史資料館・研修室

議事内容 報告・協議

- ① 令和元年度歴史資料館・各郷土館事業報告
- ② 令和2年度事業計画
- ③ その他

4 利用状況

(1) 入館状況表/月別 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

月	資料館のみ						文学館共通						共通		入館料免除			入館料無料			合計			平均 入館料 (円)	前年 対比							
	個人			団体			個人			団体			バスポート 利用者	バスポート 利用者	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計			未就 学児	合計					
	一般	小中高	合計																一般	小中高	合計	一般	小中高									
	バスポート 利用者			バスポート 利用者	バスポート 利用者	バスポート 利用者																										
4	44	0	4	0	48	3	61	64	27	2	0	0	29	0	0	0	0	122	56	178	119	1	30	150	318	122	30	470	26	18.1	¥14,560	122.1%
5	60	1	0	0	61	28	0	28	35	71	0	0	106	5	82	87	0	211	260	471	198	293	30	521	615	30	1,280	27	47.4	¥16,880	133.6%	
6	48	0	0	0	48	43	0	43	12	7	0	0	19	0	0	0	0	11	82	93	169	155	10	334	295	10	542	25	21.7	¥16,480	92.5%	
7	55	0	3	0	58	0	0	0	28	3	3	0	34	0	0	0	0	16	27	43	222	183	6	411	327	216	6	549	26	21.1	¥11,300	62.0%
8	252	3	51	0	306	0	0	0	83	10	22	0	115	0	0	0	0	47	64	111	151	47	27	225	564	184	775	27	28.7	¥66,700	79.0%	
9	151	3	0	0	154	20	0	20	16	7	0	0	23	0	0	0	0	93	18	111	219	193	10	422	524	211	10	745	25	29.8	¥34,600	156.5%
10	134	0	0	0	134	25	0	25	24	4	0	0	28	0	0	0	0	121	292	413	171	241	9	421	489	533	9	1,031	25	41.2	¥30,800	101.9%
11	28	0	0	0	28	20	0	20	14	4	0	0	18	0	0	0	0	102	156	258	157	128	13	298	328	284	13	625	26	24.0	¥8,800	70.3%
12	26	0	1	0	27	0	0	0	20	1	0	0	21	0	0	0	0	10	11	21	106	21	3	130	167	33	3	203	24	8.5	¥5,300	66.3%
1	34	1	1	0	36	0	0	0	17	1	0	0	18	0	0	0	0	78	287	365	143	24	19	186	276	312	19	607	25	24.3	¥7,300	103.4%
2	31	1	0	0	32	0	0	0	17	5	0	0	22	22	0	22	0	13	96	109	251	2	4	257	344	98	4	446	25	17.8	¥6,600	117.4%
3	26	0	0	0	26	0	0	0	13	5	0	0	18	0	0	0	0	4	4	8	83	0	2	85	132	4	2	138	26	5.3	¥5,200	40.8%
計	889	9	60	0	958	139	61	200	306	120	25	0	451	27	82	109	7	828	1,353	2,181	1,989	1,288	163	3,440	4,379	2,869	163	7,411	307	24.1	¥214,520	95.2%

5 決算

(1) 歳入

- ① 入館料 214,520円
- ② 図書等販売収入 276,350円

(2) 歳出

歴史資料館等管理費

(単位：円)

科目	予算額	執行額	予算残額
人件費	24,839,000	23,549,915	1,289,085
報償費	20,000	19,990	10
諸謝金	48,000	38,000	10,000
著作権料	0	0	0
旅費交通費	237,000	219,640	17,360
消耗品費	1,606,000	1,554,948	51,052
消耗什器備品費	234,000	233,600	400
燃料費	50,000	32,221	17,779
会議費	1,000	918	82
印刷製本費	602,000	601,956	44
光熱水料費	6,005,000	5,858,897	146,103
通信運搬費	281,000	270,241	10,759
委託費	9,298,000	9,261,312	36,688
修繕委託費	625,000	587,380	37,620
賃借料	1,843,000	1,842,730	270
保険料	194,000	193,610	390
租税公課	5,000	4,200	800
負担金支出	64,000	54,500	9,500
広報費	0	0	0
雑費	23,000	21,608	1,392
計	45,975,000	44,345,666	1,629,334

6 条例・規則

薩摩川内市川内歴史資料館条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 97 号

(設置)

第 1 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 18 条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館(以下「歴史資料館」という)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
薩摩川内市川内歴史資料館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 歴史資料館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市の歴史、考古、民俗、美術等に関する資料(以下「資料」という)を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 一般公衆に対して、資料に関する必要な説明、指導等を行い、又は歴史資料館の施設を教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供すること。
- (3) 資料に関する調査研究を行うこと。

(指定管理者による管理)

第 4 条 歴史資料館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う歴史資料館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 歴史資料館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 第 14 条に規定する入館料等の収受に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、歴史資料館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、歴史資料館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が入館者の平等な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が歴史資料館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10

条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 歴史資料館の管理業務の実施状況及び入館状況
- (2) 入館料等の収入実績
- (3) 歴史資料館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による歴史資料館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項
(業務報告の聴取等)

第 9 条 市長は、歴史資料館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 10 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第 11 条 歴史資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、入館時間は、午後 4 時 30 分までとする。

2 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という)は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第 12 条 歴史資料館の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 教育委員会は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館の許可)

第 13 条 歴史資料館に入館しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料)

第 14 条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という)は、別表に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(入館の制限)

第 15 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 13 条の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 歴史資料館の資料又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の管理運営上又は公益上支障があると認めるとき。

(入館許可の取消し)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が歴史資料館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。

(損害賠償)

第17条 入館者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、歴史資料館の管理に関して知り得た個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第19条 教育委員会の諮問に応じ、歴史資料館等の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会(以下「協議会」という)を置く。

(委員の定数及び任期)

第20条 協議会の委員(以下「委員」という)の定数は、10人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、歴史資料館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第13条に定める許可を受けずに歴史資料館に入館した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、川内市歴史資料館の設置及び管理に関する条例(昭和58年川内市条例第22号。以下「合併前の条例」という)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号）
この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 14 条関係）

区 分	入館料		
	個人	団体(20人以上)	年間入館料
大 人	1 人 1 回につき 200 円	1 人 1 回につき 160 円	1 人年間につき 400 円
小・中・高校生（義務教育 学校に就学しているもの を含む。以下同じ）	1 人 1 回につき 100 円	1 人 1 回につき 80 円	1 人年間につき 200 円

備考

- 1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号）に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館の常設展示の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあっては 160 円、個人の小・中・高校生にあっては 80 円、団体の大人にあっては 130 円、団体の小・中・高校生にあっては 60 円、年間入館券の大人にあっては 350 円、年間入館券の小・中・高校生にあっては 150 円とする。
- 2 未就学児は、無料とする。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 97 号

以下「条例」という）第 21 条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館（以下「歴史資料館」という）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料館の業務)

第 2 条 歴史資料館の業務は次のとおりとする。

- (1) 歴史資料館の運営計画及び管理に関すること。
- (2) 薩摩川内市歴史資料館・郷土館運営協議会に関すること。
- (3) 資料の収集・保管、調査・研究及び展示に関すること。
- (4) 歴史資料館の入館料の徴収に関すること。
- (5) 歴史資料館の施設及び設備の管理に関すること。
- (6) 歴史資料館に係る広報及び教育普及に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料館に関すること。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 6 条の規定による申請は、歴史資料館指定管理者指定申請書（様式第 1 号）により、行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの。
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 歴史資料館の管理に関する事業の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるほか市長が必要と認めるもの

(指定通知書の交付)

第 4 条 市長は、条例第 7 条の規定により指定管理者を指定した場合は、歴史資料館指定管理者指定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(入館券)

第 5 条 薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、条例第 13 条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第 6 条 条例第 3 条第 2 号に規定する一般公衆の利用のうち、無料開放するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資料調査等のための歴史資料館 1 階への入館
- (2) 教育委員会が認定した公共的団体が行う会合等
- (3) 教育委員会が認定した自主グループ活動
- (4) 市内の公共的団体によるミニコンサートその他歴史資料館の事業の趣旨にかなう活動

(入館料の免除)

第 7 条 条例第 14 条第 2 項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者

手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1 級から 4 級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、付添人 1 人を含む）がその身分を証する書面を提示して入館する場合

- (2) 市内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等学校の生徒及びその引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日において、小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずるものとして、教育委員会が認める者が入館する場合
- (4) 前 3 号に掲げるほか、教育委員会が適当と認める場合

2 前項第 1 号及び第 3 号の場合並びに同項第 4 号に該当する場合のうち教育委員会が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、教育委員会に歴史資料館入館料免除申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、歴史資料館入館料免除承認通知書（様式第 4 号）により通知する。

（利用者の遵守事項）

第 8 条 利用者は、歴史資料館の利用に際し、条例に定めるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に手を触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるほか、係員が指示すること。

（損傷等の届出）

第 9 条 利用者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに歴史資料館損傷等届（様式第 5 号）によりその旨を教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 10 条 条例第 17 条に規定する損害賠償は、原状回復又は現物をもってしなければならない。

2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、教育委員会が指定する代物をもって賠償することができる。

（資料の寄贈又は寄託）

第 11 条 教育委員会は、郷土の歴史に関する資料、地域住民の習俗に係る資料、美術工芸品等（以下「資料等」という）で歴史資料館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ教育委員会にその旨申し出るものとする。

3 教育委員会は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受

託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書（様式第6号）を、資料等を寄託した者に寄託資料預り証（様式第7号）を交付する。

（寄託資料等の管理）

第12条 寄託された資料等の管理は、歴史資料館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

（寄託資料等の返還）

第13条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は歴史資料館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

（経費の負担）

第14条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（資料等の館内閲覧）

第15条 歴史資料館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、歴史資料館資料等閲覧承認申請書（様式第8号）により教育委員会の承認を受けなければならない。

（撮影等の制限等）

第16条 歴史資料館の資料等の撮影、模写、模造等（以下この条において「撮影等」という）をしてはならない。ただし、学術研究等のため、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

（貸出し禁止）

第17条 歴史資料館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

（その他）

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内市歴史資料館管理運営規則（昭和58年川内市教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年5月19日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月24日教委規則8号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年6月29日教委規則第9号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月28日教委規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第2号）抄

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 1 条、第 5 条(前号に掲げる改正規定を除く)、第 7 条、第 9 条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則第 1 条及び様式第 2 号の改正規定、第 11 条、第 13 条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規則第 2 条第 1 号の改正規定(「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る)、第 14 条、第 15 条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第 7 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 16 条、第 18 条、第 19 条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第 9 条第 1 項第 3 号イの改正規定、第 20 条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第 8 条第 1 項第 4 号の改正規定、第 21 条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 22 条、第 27 条、第 28 条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第 3 条第 1 号、同条第 2 号及び同条第 3 号並びに第 6 条第 4 項の改正規定、第 29 条、第 31 条中薩摩川内市学校運営協議会規則第 1 条の改正規定並びに第 32 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 97 号）第 21 条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会（以下「協議会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員構成)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という）が委嘱する。

- (1) 市内の小・中・義務教育学校の代表者
- (2) 歴史、考古、民俗、美術等に関し、専門的知識及び技能を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、薩摩川内市川内歴史資料館において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 1 条、第 5 条(前号に掲げる改正規定を除く)、第 7 条、第 9 条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則第 1 条及び様式第 2 号の改正規定、第 11 条、第 13 条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規則第 2 条第 1 号の改正規定(「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る)、第 14 条、第 15 条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第 7 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 16 条、第 18 条、第 19 条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第 9 条第 1 項第 3 号イの改正規定、第 20 条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第 8 条第 1 項第 4 号の改正規定、第 21 条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 22 条、第 27 条、第 28 条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第 3 条第 1 号、同条第 2 号及び同条第 3 号並びに第 6 条第 4 項の改正規定、第 29 条、第 31 条中薩摩川内市学校運営協議会規則第 1 条の改正規定並びに第 32 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日

その他

(1) 平成31年・令和元年のあゆみ

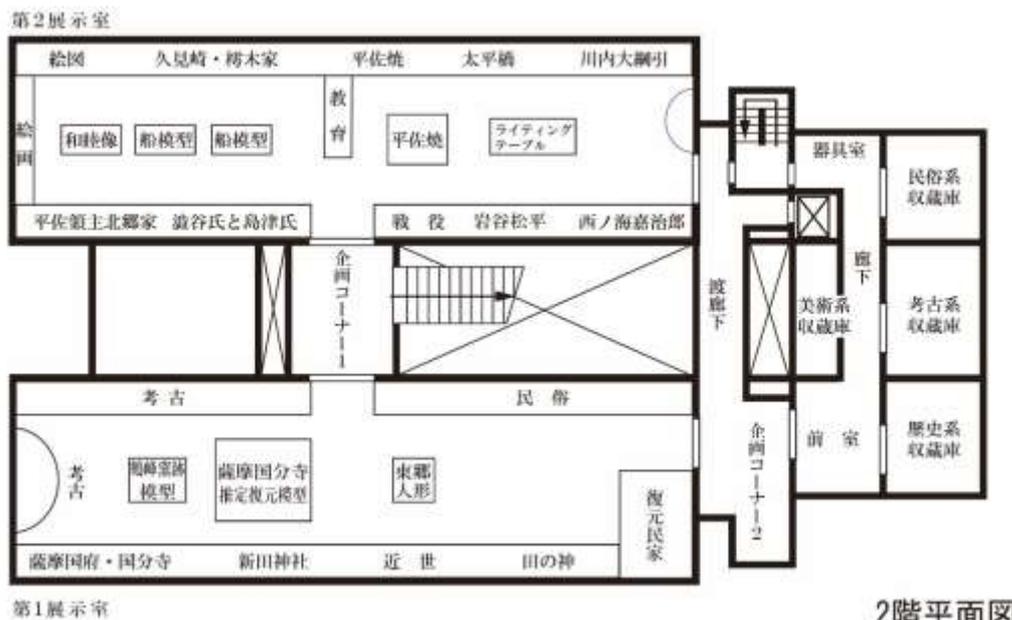
月 日	事業内容	月 日	事業内容
平成31年 4月1日	トピック展示「昔の暮らし～稲作～」 (平成31年1月29日～ 令和元年6月30日)	10月5日	秋の夕べに伴う開館時間延長及び夜間無料開館
	健康太極拳(年間随時国分寺跡史跡公園 北側広場使用)	13日	歴史講座「戦国期の北郷氏と都城～8代忠 相・10代時久を中心に～」
7日	川内美術協会(年間随時研修室使用)	27日	工作教室「絵手紙・虎の絵と額縁作り」
20日	薩摩川内郷土史研究会(年間随時研修室 使用)	28日	部分燻蒸(～29日/第1収蔵庫)
23日	トピック展示「いれもの・いろいろ」 (平成31年4月23日～令和元年6月9 日)	10月29日	トピック展示「収蔵資料・いろいろ」 (～11月24日)
24日	観光ボランティアガイドいたつみろ会 (年間随時研修室使用)		学校法人川島学園れいめい中学校職場体 験(～31日)
27日	ゴールデンウィーク無料開館(～5月6 日)	11月1日	教育文化週間無料開館(～7日)
	春のおりがみ広場(～5月6日)	11日	昆虫相調査(～12月2日)
令和元年			落下真菌(カビ類)検査
5月12日	出前講座 湯田地区コミュニティセンター	12月4日	トピック展示「明治時代の薩摩川内」 (～令和2年3月29日)
13日	昆虫相調査(～6月3日)	8日	歴史講座「史跡巡り～戦国島津の旅～」
	落下真菌(カビ類)検査	15日	工作教室「まゆ玉干支人形作り」
19日	工作教室「きらきら螺鈿アート」	21日	冬休みチャレンジクイズ(～令和2年1 月5日)
24日	出前講座 永利小学校		年末年始臨時休館(～令和2年1月2日)
6月4日	臨時休館・館内燻蒸	令和2年	
8日	拓本クラブ	1月3日	お正月無料開館(～5日)
9日	工作教室「時計作り」		お正月遊び(～13日)
10日	出前講座 平佐西小学校	4日	工作ひろば「紙で作る竹とんぼ」
7月2日	パネル展「元号の歴史と万葉の散歩道」	2月9日	歴史講座「幕末維新期の政局における西 郷隆盛と島津久光の関係性について」
3日	大雨警報発令に伴う臨時休館	18日	川内中央中学校職場体験(～20日)
14日	県民の日無料開館		
	歴史講座「島津義弘公と始良」		
15日	出前講座 永利地区コミュニティセンター		
22日	夏休みチャレンジクイズ(～9月1日)		
	下台子ども会ラジオ体操/薩摩国分寺跡 史跡公園(～26日)		
23日	終戦記念展示「記憶をつなぐー戦争と郷 土ー」(～9月23日)		
27日	いきいき生涯学習 工作教室「紙すき」		
8月3日	工作教室「風鈴作り」		
5日	博物館実習(～16日)		
6日	臨時休館		
7日	島津義弘没後400年記念特別展(～10 月14日)		
	地域貢献体験研修(～9日)		
8日	学校教育課新規採用教職員研修(年間随 時研修室使用)		
10日	講演会「島津義弘と水軍」		
26日	下台子ども会ラジオ体操/薩摩国分寺跡 史跡公園(～30日)		
9月8日	歴史講座「戦国島津氏と薩摩川内」		
14日	敬老の日 65歳以上無料開館(～23日)		
	秋のものづくり広場(～23日)		
	鹿児島純心女子大学インターンシップ (～16日)		
29日	工作教室「段ボール甲冑作り」		

(2) 職員名簿

[指定管理者] 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏名			
館長 兼学芸施設課長	中島 哲郎			
課長代理	吉本 明弘			
学芸係	出来 久美子			
運営係	内野 真理	下宇宿 朋子	西ノ原 紀	宮脇 みゆき

(3) 館平面図



(4) 利用案内

休館日 月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日以降の休日でない日）教育委員会が定める臨時の休館日

開館時間 午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）

入館料 ※（ ）内は20名以上の団体料金

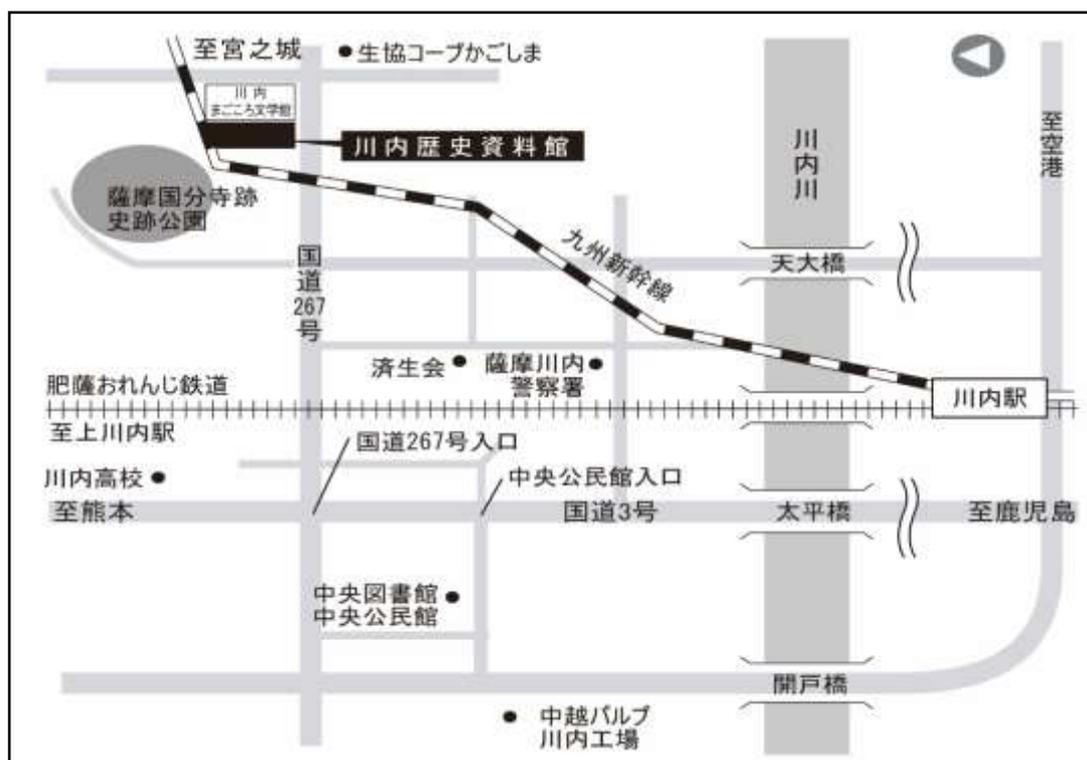
区分	大人	小・中・高校生
川内歴史資料館	200円（160円）	100円（80円）
川内まごころ文学館と共通	400円（320円）	200円（160円）

年間パスポート

区分	大人	小・中・高校生
川内歴史資料館	400円	200円
川内まごころ文学館と共通	900円	400円

交通案内

- JR博多駅より九州新幹線でJR川内駅下車（最短 約1時間15分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約1時間10分）
- JR川内駅より車で7分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）



薩摩川内市川内歴史資料館年報 令和元年度

発行日 令和2年12月
編集・掲載 薩摩川内市川内歴史資料館
〒895-0072
鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目2番6号
TEL 0996-20-2344
FAX 0996-20-2848
<http://rekishi.satsumasendai.jp>
E-mail: rekishi@po4.synapse.ne.jp